

茨木市自転車利用環境整備計画 協議会

令和元年（2019） 第1回

茨木市自転車利用環境整備計画 の中間見直しについて

1. 茨木市自転車利用環境整備計画について
2. 茨木市自転車利用環境整備計画と自転車活用推進法等の
整合について
3. 協議会の実施予定及び各議題について
4. 計画の目標（数値目標）の進捗について
5. 施策の進捗状況について（ネットワーク路線整備状況）
6. 自転車活用推進法に基づく追加施策の検討について

1.茨木市自転車利用環境整備計画について

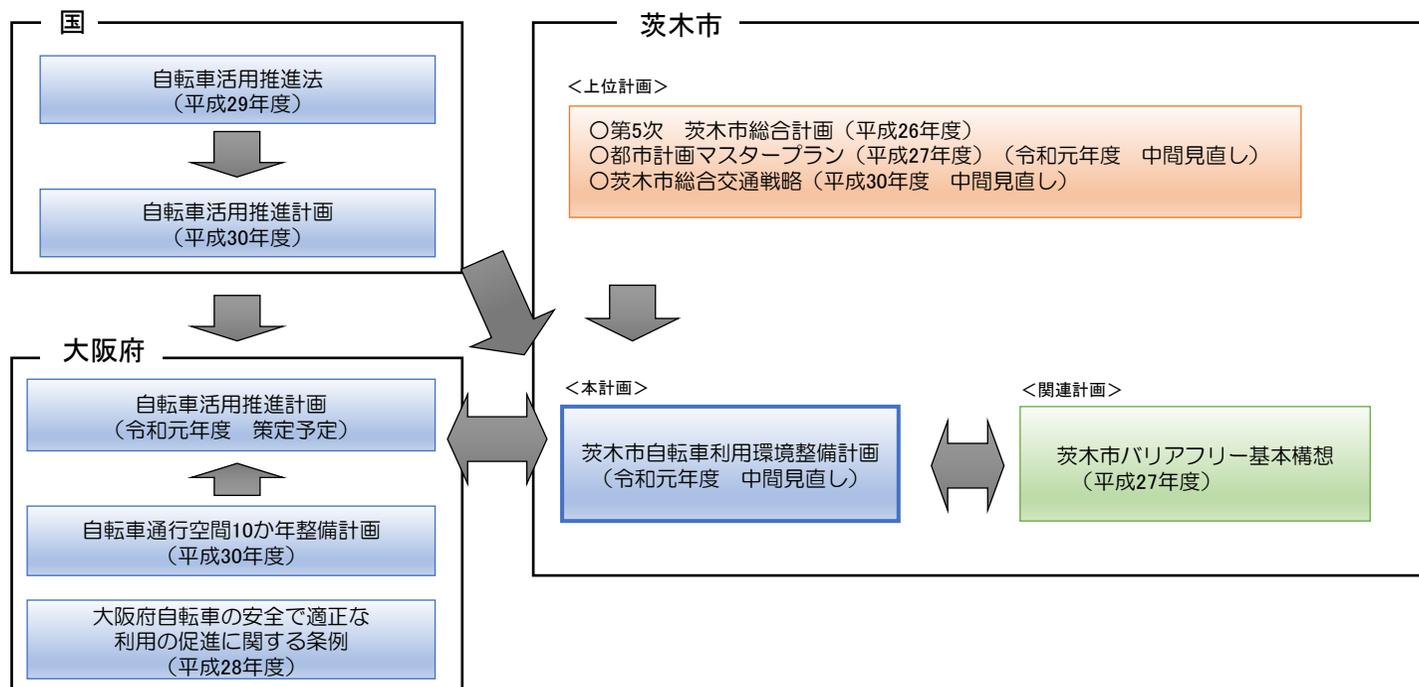
- 茨木市自転車利用環境整備計画は平成26年度に策定し、計画期間を10年間としています。
- 本計画は概ね5年後に施策の進捗確認と次の5年間の施策について、必要に応じて見直すこととしており、本年度はその見直し年度に該当します。

■茨木市自転車利用環境整備計画の計画期間



2. 茨木市自転車利用環境整備計画と 自転車活用推進法等の整合について

- 自転車活用推進法は茨木市自転車利用環境整備計画策定後の平成29年5月に施行され、平成30年6月に自転車活用推進計画が閣議決定されています。大阪府においても本年度中の自転車活用推進計画の策定が予定されています。
- 中間見直しではこれらの計画等を踏まえて、本市の実情に応じた自転車の活用推進に関する施策を本計画に追加変更し、位置づけることとします。



3.協議会の開催予定及び各議題について

- 本年度の協議会の開催予定時期及び各議題については以下を想定しています。

	実施予定時期	主な議題
第1回	R1.8.23	<ul style="list-style-type: none">• 協議会の実施予定及び各議題の確認• 計画の目標（数値目標）の進捗確認• 施策の進捗状況確認 等
第2回	R1.11月頃	<ul style="list-style-type: none">• 重点施策の検討及び決定• 追加施策案の検討及び決定• 中間見直し（案）の提示 等
第3回	R2.2月頃	<ul style="list-style-type: none">• 中間見直しの最終確認 等

■ 本日も意見をいただきたいポイント

1. 今後、重点的に取り組むべき施策について

数値目標、施策の進捗状況の達成状況を踏まえ、どのような施策に重点的に取り組むべきか。

2. 自転車活用推進法を踏まえた追加施策について

自転車活用推進法と整合を図るために、どのような追加施策が必要か。

4.計画の目標（数値目標）の進捗について

- 中間見直し時点では、自転車利用満足度が計画策定時に比較して数値が減少しています。

■茨木市自転車利用環境整備計画の計画目標

<p>【目標1】 自転車の道路利用満足度の向上</p>	<p>市民アンケート調査における自転車の道路利用満足度調査結果</p>  <table border="1"><thead><tr><th>時期</th><th>満足度</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画策定時</td><td>28.4%</td></tr><tr><td>中間見直し時</td><td>23.2%</td></tr><tr><td>目標値</td><td>32.0%</td></tr></tbody></table>	時期	満足度	計画策定時	28.4%	中間見直し時	23.2%	目標値	32.0%
時期	満足度								
計画策定時	28.4%								
中間見直し時	23.2%								
目標値	32.0%								
<p>【目標2】 自転車関連事故件数の減少</p>	<p>自転車関連事故件数（件/千人・年）</p>  <table border="1"><thead><tr><th>時期</th><th>事故件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画策定時</td><td>2.04</td></tr><tr><td>中間見直し時</td><td>1.35</td></tr><tr><td>目標値</td><td>1.83</td></tr></tbody></table>	時期	事故件数	計画策定時	2.04	中間見直し時	1.35	目標値	1.83
時期	事故件数								
計画策定時	2.04								
中間見直し時	1.35								
目標値	1.83								
<p>【目標3】 放置自転車台数の減少</p>	<p>放置自転車台数（台/日）</p> <div data-bbox="886 1232 1556 1310" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p>第2回協議会にて報告予定</p></div>								

4-1. 自転車の道路利用満足度の低下要因について

自転車の道路利用満足度

ハードの整備等

- ・ 自転車走行空間
- ・ 駐輪場
- ・ レンタサイクル
- ：

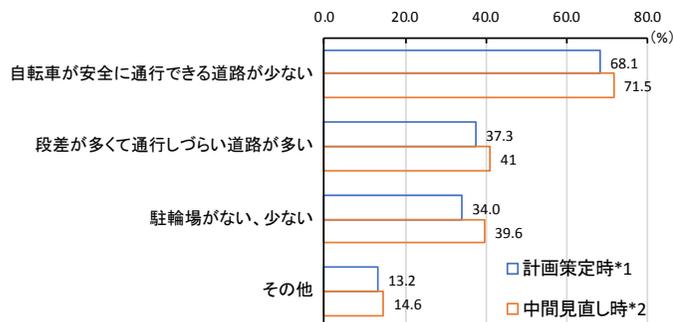
ルール

マナーの遵守等

- ・ 違法駐輪
- ・ 走行ルール・マナー
- ・ 危険な運転
- ：

策定時28.4%から
中間見直し時23.2%へ低下

自転車不満要因



徒歩不満要因

「自転車マナーが悪く、接触しそうで危ない」

H25 53.3% → H30 62.5% (9.2ポイント上昇)

自動車不満要因

「道路の幅が狭く、歩行者や自転車と接触しそうになる」

H25 50.5% → H30 58.0% (7.5ポイント上昇)

自転車利用者のマナー悪化や車道走行時の意識の問題、
自動車利用者の自転車の車道走行に対する不満が自転車の
道路利用満足度低下につながった可能性

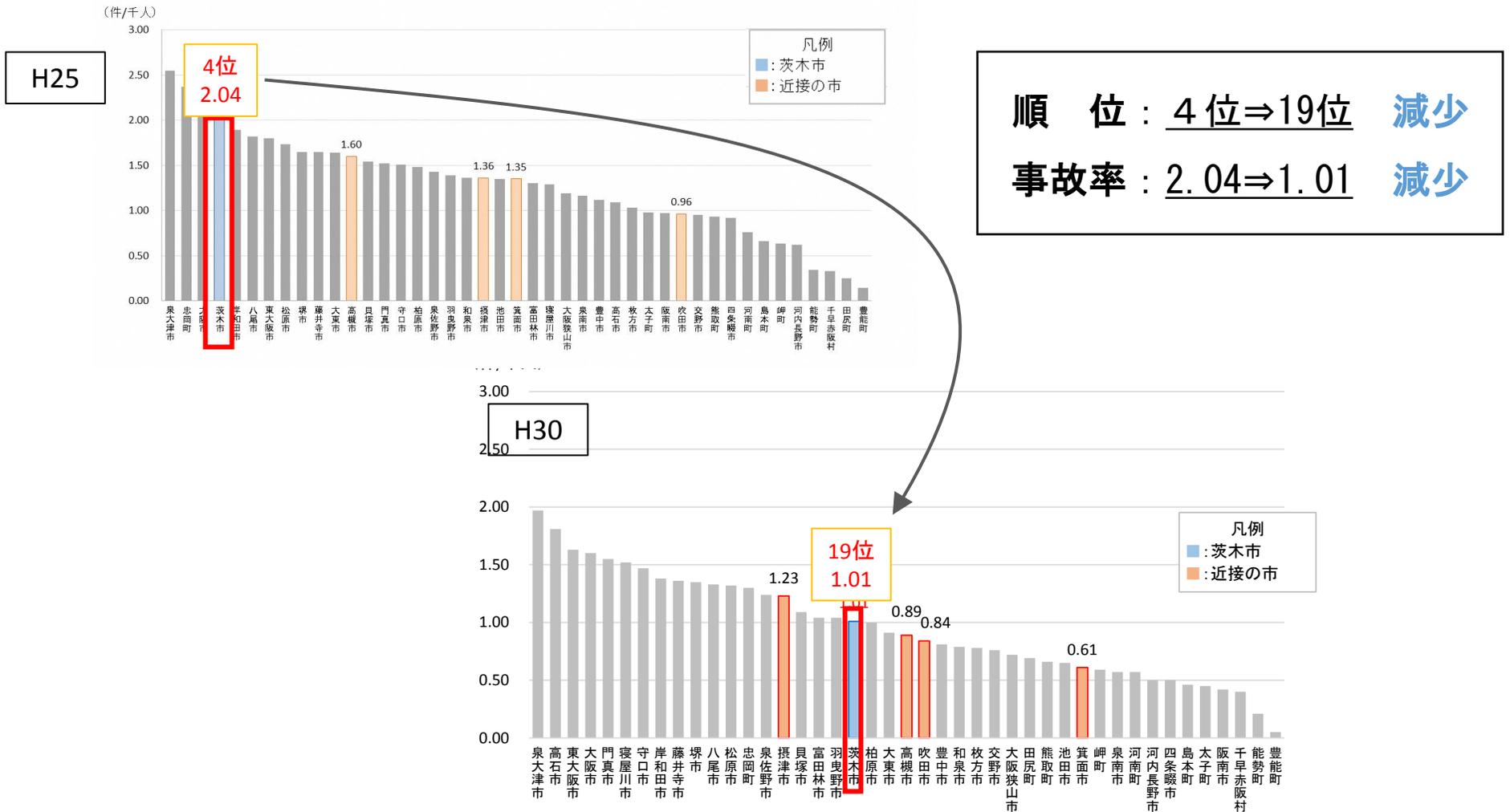
※茨木市民のうち5,000名を無作為抽出

*1 H25 茨木市の交通に関するアンケート調査結果より

*2 H31 茨木市のまちづくりに関するアンケート調査結果より

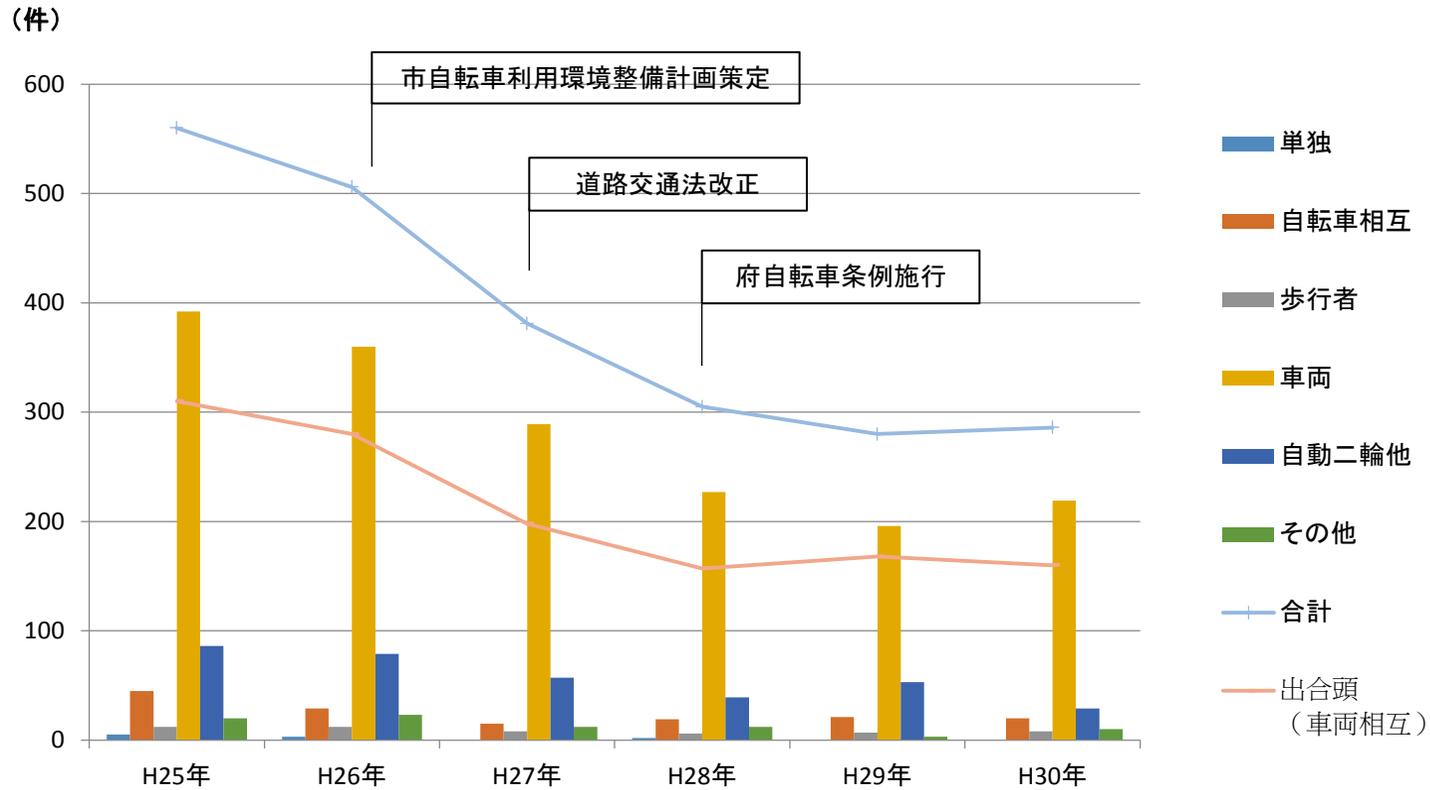
4-2. 自転車関連事故状況

市町村別人口千人あたりの自転車事故率(件/千人)



資料: 大阪の交通白書

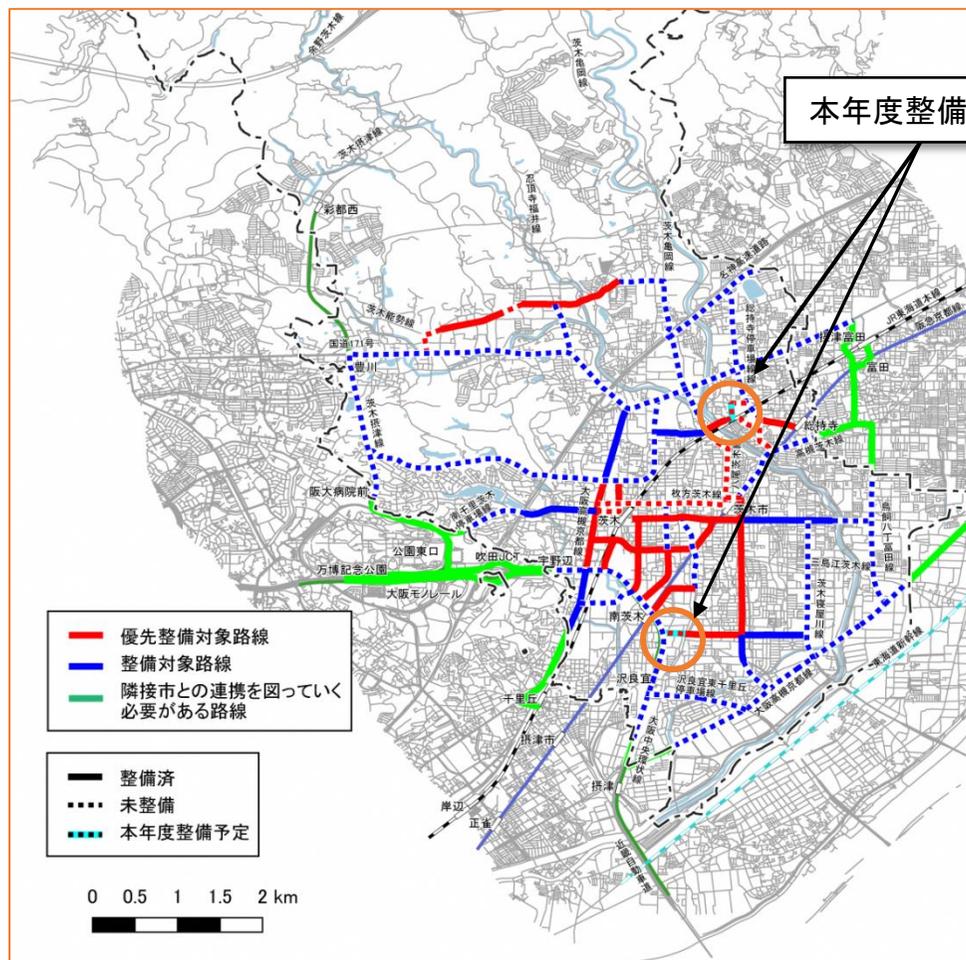
茨木市内自転車関連事故推移



	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
単独	5	3	0	2	0	0
自転車相互	45	29	15	19	21	20
歩行者	12	12	8	6	7	8
車両	392	360	289	227	196	219
自動二輪他	86	79	57	39	53	29
その他	20	23	12	12	3	10
合計	560	506	381	305	280	286
出合頭 (車両相互)	310	280	198	157	168	160

5. 施策の進捗状況について（ネットワーク路線整備状況）

■ 自転車ネットワーク整備進捗状況



		計画延長(m)	整備率(%)
国道	その他の整備路線	5,800	0.0
	優先整備路線	6,500	24.6
府道	その他の整備路線	22,000	13.2
	府道計	28,500	15.8
市道	優先整備路線	14,200	76.1
	その他の整備路線	13,400	16.7
市道計		27,600	47.2
計		61,900	28.3

6. 自転車活用推進法に基づく追加施策の検討について

- 「本計画 = 本市の自転車活用推進計画」と位置づけることを想定
- 自転車活用推進法の基本方針を踏まえ、本市の実情に応じた施策を追加検討

■ 自転車活用推進法の概要

自転車活用推進法の概要②

国土交通省

基本方針

以下の施策を重点的に検討・実施

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

自転車活用推進計画

- 政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定**し、国会に報告
- 都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- 国土交通省に、**自転車活用推進本部**を設置
- 本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚とする

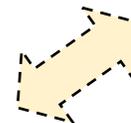
自転車の日・月間

- 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする

附則で定められた検討事項

- 自転車活用推進を担う**行政組織の在り方の検討**・必要な法制上の措置
- 自転車の運転に関しての**道路交通法違反行為への対応の在り方**
- 自転車の運行により人の生命等が害された場合の**損害賠償保障制度**

茨木市自転車利用環境整備計画の取組との整合



■ 茨木市自転車利用環境整備計画の現行施策

取組内容
取組1: 優先整備対象路線の整備
取組2: その他整備対象路線の整備
取組3: 自転車指導線の整備
取組4: 自転車駐車場満車時における他の市営自転車駐車場への誘導
取組5: 利用状況に応じた料金体系の見直し
取組6: 民間事業者(鉄道事業者等)の既存自転車駐車場の有効活用
取組7: 自転車の共同利用による自転車需要の抑制
取組8: 民間事業者(商店街等)と連携した放置自転車対策の実施
取組9: 放置自転車撤去活動の継続的な実施
取組10: 自転車の放置に対する啓発の徹底
取組11: 自転車を放置しにくくする工夫
取組12: 放置自転車が多い箇所を対象に路上自転車駐車を増設
取組13: 自転車駐車場へ誘導するための路面標示や案内標識等の設置
取組14: 自転車通行ルールの周知、マナー向上の徹底
取組15: ルール遵守に向けたインセンティブの付加
取組16: 自転車事故に対するリスク対策の周知
取組17: 自転車利用者に対する指導・取締の充実
取組18: 啓発活動の担い手の育成
取組19: 自転車通行マップの作成
取組20: 自転車用看板の設置、サイクリングコースの検討
取組21: モビリティマネジメントによる自転車利用促進
取組22: 来訪者によるレンタサイクル、コミュニティサイクルの活用促進策の検討

■ 自転車活用推進法の基本方針

基本方針
① 自転車専用道路等の整備
② 路外駐車場の整備等
③ シェアサイクル施設の整備
④ 自転車競技施設の整備
⑤ 高い安全性を備えた自転車の供給体制整備
⑥ 自転車安全に寄与する人材の育成
⑦ 情報通信等の活用による管理の適正化
⑧ 交通安全に係る教育及び啓発
⑨ 国民の健康の保持増進
⑩ 青少年の体力向上
⑪ 公共交通機関との連携の促進
⑫ 災害時の有効活用体制の整備
⑬ 自転車を活用した国際交流の推進
⑭ 観光来訪の促進、地域活性化の支援
⑮ その他特に必要な施策

